

文化施設の感染症予防対策事業に係るQA

項目	質問	回答	備考
1、事業概要 4 補助対象期間	当該事業に要する別に定める経費であると認められる場合は、令和2年4月以降で交付決定前の経費を含むことができますとは具体的に何を指しているでしょうか。	募集案内6頁「3 補助事業の対象範囲」を参照してください。	
1、事業概要 4 補助対象期間	対象期間が4月1日以降の購入や実施工事となっていますが、当施設では3月中にマスク・消毒液・サーモグラフィー等の準備(購入)を行いました。3月の執行は対象にならないでしょうか。	今回の補助事業は令和2年度補正予算によるものですので、会計年度上からも本年4月1日以降のものが対象となります。さらに、通常は交付決定日以降の経費が対象となること、本事業は、補助事業の趣旨から4月1日以降のものを対象としています。(「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」も4月1日以降の経費が対象になります。)	
1、事業概要 4 補助対象期間	「本補助事業は、文化施設の再開時の感染症対策を支援する事業であることから、6ヶ月間分が補助対象となります。」とありますが、例えば7月から博物館を再開し時間予約制を導入した費用が発生した場合は、7月～1月までの6ヶ月間ということでしょうか。	厳密に言えば、システム導入に関する契約行為の開始時から6ヶ月となりますが、概ね導入に伴う費用発生開始時から6ヶ月を想定しています。	
1、事業概要 4 補助対象期間	時間制については、緊急避難的措置であり、来館者も少ないので、時間制を取りやめて日付のみ指定制や期間制(企画展開催期間のオープンチケット)に戻した時点で、補助は打ち切られるということでしょうか。	今回の事業は時間制予約システムの導入支援ですので、日付指定の予約は時間制予約の範疇に入るものと考えますが、期間制のものについては対象外となります。	
1、事業概要 5 補助金の額	補助事業額(上限)とは何を指しているでしょうか。例えば、必要になる経費が補助事業額を超える場合、どのように補助いただけるのでしょうか。	補助金の限度額は補助事業額の上限に対する補助率を乗じた額が限度となります。また、補助事業額の上限を超えた経費は全て自己負担となります。	
1、事業概要 5 補助金の額	国庫補助以外の地方負担分について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することはできます。とはどのようなケースでしょうか。	地方公共団体が感染拡大の防止策として本交付金の実施計画を提出し、交付決定を受けた場合に活用できます。	
1、事業概要 5 補助金の額	補助申請について、下限はありますか。	下限はありません。	
1、事業概要 5 補助金の額	なぜ補助率が全体の2分の1や3分の2なのでしょう。	補助率については、通常は一般的経費に関する補助率は3分の1となることを、今回は補助率を嵩上げた2分の1としております。一方で、時間制予約システム導入事業に関しましては、モデル事業としての要素もあり、検証結果の報告も提出いただくことから、補助率を3分の2としております。 なお、地方自治体が設置する施設であれば、国庫補助金を除く地方負担分について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用されると、実質的な負担を軽減することができます。	
2、補助事業者の要件	市が複数の文化施設をとりまとめて申請する場合、補助金額は施設毎に算定されると考えてよろしいでしょうか。	地方自治体が複数の博物館や美術館を設置している場合、施設毎に算定されます。	
2、補助事業者の要件	町立施設でも補助対象になりますか。	設置者による制限は設けていません。	
2、補助事業者の要件	域内の市区町村を都道府県がまとめて申請するのでしょうか。	市区町村から直接申請いただけます。	県からの申請であれば県に交付するものとなり、市区町村への交付に遅延が生じるため。
2、補助事業者の要件	美術品を所蔵していないギャラリーも対象になりますか。	博物館法において、博物館の行う事業が、資料収集、保管、展示等と規定されており、類似施設についても同種の事業を行っていることが要件となることから、美術品を所蔵していないギャラリーは、対象外となります。	
2、補助事業者の要件	4月29日に新規開館を予定していた博物館類似施設です。新型コロナウイルスによる自粛のため、オープンを延期(閉館)しています。閉館に向け感染防止事業を行う予定ですが、事業者として該当しますか。	新型コロナウイルスによる影響で、オープンを延期したことがわかる書類を添付いただければ、応募いただけます。	

2、補助事業者の要件	指定管理者である財団が補助事業者となり申請予定です。財団は、市内複数の美術館の指定管理者となっていますが、複数分まとめて申請した方がよいですか。施設ごとに申請した方がよいですか。その場合の上限額はどのようになりますか。 ※設置者である自治体が複数施設をまとめて申請する場合について回答いただいておりますが、指定管理者(この場合、市の公益財団)についても、同様に考えて差し支えありませんか。	指定管理者となっている施設分を取りまとめて申請願います。なお、補助事業の上限は施設毎に設定します。 自治体に限らず、複数の施設の設置者又は管理者については、施設毎に申請書類を作成の上、全施設分を取りまとめて申請いただくようお願いいたします。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (1)感染防止事業	感染防止事業として衛生面の対策にとって効果のあるものとは、何をもちて判断するのでしょうか。ゴム手袋、その他必要になる物品、その他経費も対象となりますか。	感染防止に効果があるとする具体的な活用方法をお聞かせください。効果があると判断された場合に対象となります。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (1)感染防止事業	展示だけでなく、物品販売等の販売エリアなどにかかわる衛生面の対策も対象としてよろしいでしょうか。	補助事業者が行う場合は、対象となります。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (1)感染防止事業	リース期間に指定はないでしょうか。	感染防止事業は補助対象期間が6ヶ月であるため、リース期間は6ヶ月以内となります。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (1)感染防止事業	契約により、博物館に音声ガイドを貸し出している企業の職員は、マスク等購入の対象となりますか。	基本的に職員や指定管理者を想定していません。ただし、常駐するミュージアムショップの店員等は対象にしても差し支えありません。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (1)感染防止事業	非接触型の体温計は対象になりますか。対象となる場合、体温計が入手困難なときは、非接触型の温度計でもよいでしょうか。	非接触型の体温計も対象となります。温度計で代用可能であれば可ですが、事情について説明を求める場合があります。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (1)感染防止事業	併設の図書館(貸館)部分での対策に要する経費は対象になりますか。	図書館部分については、対象外となります。また、単なる貸し館施設が今回の補助対象とならないことから基本的には対象外になりますが、個々の施設の利用状況に応じて総合的に判断することになります。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (1)感染防止事業	次亜塩素酸水の精製機と赤外線カメラの購入は補助対象になりますか。	原則リースとなります。リースで機器が確保できない場合やリースよりも安価な場合のみ購入が認められます。価格比較の際は複数社の見積書をとるなど、客観的な資料を用意していただくようお願いいたします。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (1)感染防止事業	赤外線カメラのリース料と購入する場合の費用の比較についてです。リース会社から、最短でも5年契約でしかリースできないと言われました。この場合、5年契約のうちの6か月分のリース料を算出し、購入額と比較することになりますか。 また、事業期間を6か月間と予定している場合、6か月間リースができない(長期リースなら調達可能)という事実は、購入する理由となりますか。	基本的には、お見込みのとおり、6ヶ月分のリース料と購入費用とを比較いただくこととなります。 6ヶ月間でのリースができない理由のみでは購入するのに妥当な理由とは認められません。複数社の条件を比較いただくなど、客観的に見てリースでの契約が困難と判断できる資料を添えて応募願います。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (1)感染防止事業	大規模館のため、再開にあたり、チケットカウンターの間仕切りなどを材料購入するのではなく、業者に設置・設置委託する予定です。この場合は、感染防止事業に該当しますか、それとも環境整備事業に該当しますか。	感染防止事業では、委託費を想定していませんが、間仕切りの設置については、必要な物品の確保に類するものと考えられますので、感染症防止事業として取り扱うこととします。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (2)業務再開に伴う環境整備事業	火災報知器等非常設備は設備点検に含まれるでしょうか。	新型コロナウイルス感染症対策とは直接関係なく、また通常の設備点検の範囲内であるため対象となりません。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (2)業務再開に伴う環境整備事業	段階的に再開場所を広げていくため、環境整備事業の1か月間ですべてを終了することができません。この場合、P17の事業期間の図に当てはまるよう一部の業務のみを申請する形になりますか。	段階的に再開範囲を広げる場合でも、特別清掃や設備点検は一括して行えると思われるので、補助対象事業となるのは、募集案内P6に記載のとおり実施期間1月未満の業務となります。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (3)空調設備の改修事業	当施設は、展示室が2室あり、空調の改修を予定しているが、当施設は対象となりますか。	一方の展示室で展覧会を行いながら、もう一方で空調改修を行えるのであれば対象となります。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (4)時間制来館者システム導入支援事業	時間制予約システムと同時に管内の来館者数をカウントしてコントロールするシステムの導入を検討しているが、後者も補助対象になりますか。	時間制予約システムの導入を支援する事業なので、オプション的なものは対象外となります。	

3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (4)時間制来館者システム導入支援事業	多言語対応費用のみ、チケットレス化のみは対象事業となりますか。 システム保守、運用費は対象となりますか。	混雑緩和に有効と判断される場合は対象となります。システム保守、運用は導入費用ではないため対象外となります。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (4)時間制来館者システム導入支援事業	すでに導入済みのチケットレスシステムの利用促進費用は対象となりますか。	事業の趣旨を踏まえると、利用促進費用は新たにシステムを導入した場合に対象となります。	
3、補助事業の対象範囲 1補助対象事業の内容と具体例等 (4)時間制来館者システム導入支援事業	事業実施による検証結果の報告は、いつ報告することになりますか。その際、決まった様式はありますか。	事業完了後の実績報告の際に報告いただくこととなります。その際の様式については、改めてお知らせします。	
3、補助事業の対象範囲 2補助対象となる経費 (3)空調設備の改修事業	保守費は対象となりますか。	改修のための経費が対象となるため保守費は対象外となります。	
3、補助事業の対象範囲 2補助対象となる経費 (3)空調設備の改修事業	空調施設の改修は、新型コロナウイルス感染症を防止するための特別な機能を有したものにしないといけませんか。	特別な機能を有することを要件にはしていません。	
3、補助事業の対象範囲 2補助対象となる経費 (3)空調設備の改修事業	空調設備改修を計画していますが、年度内にすべてを完了することができません。設計と工事を分け、年度内に設計のみを行う場合、補助事業の対象となりますか。	設計のみを行う場合は、補助事業の対象となりません。年度内に工事が完了するものが対象となります。	
3、補助事業の対象範囲 2補助対象となる経費 (3)空調設備の改修事業	当館では今後、ガイドラインに沿って、接触感染リスクが高いとされる「蛇口」の改修(自動化)を実施予定ですが、補助事業の対象になりますか。	今回の補助事業の対象となる設備改修は空調設備のみですので、蛇口の改修(自動化)については対象外となります。	
3、補助事業の対象範囲 2補助対象となる経費 (3)空調設備の改修事業	衛生設備(当館でも便器の蓋を設置するため便器を取替予定)の改修は、補助事業の対象になりますか。	今回の補助事業の対象となる設備改修は空調設備のみですので、衛生設備については対象外となります。	
3、補助事業の対象範囲 2補助対象となる経費 (4)時間制予約システム	時間制予約システムでは、チケット販売手数料が販売実績総量に応じて掛かる事ことが多いように思いますが、補助事業の対象になりますか。	今回の補助事業は、時間制予約システムの導入支援ですので、ランニングコストに当たるチケット販売手数料については、補助対象外となります。あくまでもイニシャルコストが対象ですが、毎月の利用促進経費(広報・周知やWEB経費等のコスト)は対象となります。	
3、補助事業の対象範囲 2補助対象となる経費 (4)時間制予約システム	時間制来館者システムを博物館の一部の展示室に導入することは可能でしょうか。具体的には、博物館内にある人気の体験展示室を時間制にして、館内一部の密集状態を解消したいというイメージです。館への入館システムや入館料収納のシステムとは連動しない想定です。	概ね補助対象になるものと思われませんが、募集案内7ページの対象事業の部分に「WEB等によって事前に入館を予約するシステムを導入するものです。手作業によって時間制とするものは対象外となります。」とあるので、その部分に抵触しないか、詳細を個別に確認し、判断させていただきます。	
3、補助事業の対象範囲 2補助対象となる経費	「その他の経費」として計上できるのは、「主たる事業費」の何%までなど、規程や目安はありますか。	その他の経費について、何%といった規定はありませんが、あくまでも主たる事業を実施するにあたっての必要最小限の事務費というイメージです。このため、社会通念上の常識の範囲で計上してください。(金額的に主従が逆転することはできません。)	
3、補助事業の対象範囲 3補助対象とならない経費	補助対象費用と補助対象にならない費用の費用総額が補助事業額未満の場合、補助率はどの部分に適用されますか。	補助対象経費に補助率を乗じて得た額が上限額となります。	
3、補助事業の対象範囲 4補助対象期間	業者の納品が補助対象期間である令和3年3月31日以降になった場合、対象期間内に実施完了した部分だけでも、申請できますか。	補助対象期間の終期は令和3年2月28日ですので、令和3年2月28日までに完了したものが補助対象となります。	
3、補助事業の対象範囲 4、補助対象期間	本事業に要すると定める経費であると認められる場合は、交付決定前の令和2年4月1日以降の経費を含むことができますとは具体的に何を指しているのでしょうか。	「1、事業概要 4 補助対象期間」とおとりです。	
別表2	別表2は各費用に関する単価上限額が決められているのだと理解しましたが、例えば通訳士の需要が一時的に増加し、単価上限を超える費用請求を受けた場合、単価上限額を満たすような業者をご紹介いただくことは可能でしょうか。	文化庁では紹介しておりません。	
6、その他留意事項等 1、審査及び審査結果	審査はどのように行われるのでしょうか。(採択判断での基準が明確であれば)	事業の趣旨、事業者の要件、事業内容等について提出資料をもって審査します。	